

二輪車の表示に関する規約・同施行 規則の改正内容について

(2023年6月9日施行)

二輪車の表示に関する規約・同施行規則 の改正内容について

- ▶ 規約（表示のルール）に基づく表示方法が正しく理解されていないケースについて、規約を改正して表示する内容を明確にした他、ルール作りが必要な内容については、規約を新設しました。

二輪車の表示に関する規約・同施行規則 の改正内容について

- ▶① 「年式」の表示
- ▶② 「使用歴」の表示
- ▶③ 電動バイクの「燃費」の表示
- ▶④ 「冠水車」の表示

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

① 「年式」の表示

現行規約において、「年式」＝「初度登録（届出）年」としているが、正しく理解されていないケースや、「モデルイヤー」とであると誤解されているケースが散見

<改正内容>

「年式」を「**初度登録（届出）年**」に変更し、
記載する内容を明確にしました

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

① 「年式」の表示

【表示例】 プライスカードの一例

USED
中古車

車名
チヨダAX400-R

使用歴
自家用

初度登録(届出)年
2018年

主な仕様・特徴
15周年特別カラー

モデルイヤー
2018年

製造国
日本

現金販売価格 (消費税込) ※保険料、税金(消費税を除く)、登録料に伴う費用等は含まれておりません。

保証付
6ヶ月 又は 5,000km
保証書の交付有

502,000

初度登録(届出)年
2018年

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

② 「使用歴」の表示

現行規約において、
「使用歴」に関する表示義務はない

<改正内容（新設）>

「使用歴」（**「自家用」**、**「営業用」**、**「レンタルバイク」**等）の表示を追加しました。

（広告の場合、**「自家用」**の表示は省略可）

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

② 「使用歴」の表示

【表示例】 プライスカードの一例

The image shows a price card for a used motorcycle. The card is orange and white. The top left corner says "USED 中古車". The main text includes "車名 チヨダAX400-R", "使用歴 自家用", and "初度登録(届出)年 2018年". Below this, it says "主な仕様・特徴 15周年特別カラー", "モデルイヤー 2018年", and "製造国 日本". At the bottom, it says "現金販売価格 (消費税込) ※保険料、税金(消費税を除く)、登録料に伴う費用等は含まれておりません。" and "保証付 6ヶ月 又は 5,000km 保証書の交付有". A red dashed circle highlights the "使用歴 自家用" and "2018年" fields.

USED 中古車	車名 チヨダAX400-R	使用歴 自家用	初度登録(届出)年 2018年
主な仕様・特徴 15周年特別カラー	モデルイヤー 2018年	製造国 日本	

現金販売価格 (消費税込) ※保険料、税金(消費税を除く)、登録料に伴う費用等は含まれておりません。

保証付 6ヶ月 又は 5,000km 保証書の交付有

502,000

A close-up view of the price card's usage history field. The text "使用歴" is at the top, and "自家用" is written in large, bold characters below it. A red dashed circle highlights the entire field.

使用歴
自家用

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

③ 電動バイクの「燃費」の表示

現行規約において、
電動バイクの「燃費」に関する表示の規定はない

<改正内容>

電動バイクの「燃費」については、
「一充電走行距離（キロメートル）」を表示すること
としました

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

③ 電動バイクの「燃費」の表示

【表示例】 広告の一例



●●メーカー
電動バイクB

①
一充電走行距離 **35km**※
30km/h定地走行テスト値(国土交通省届出値)

②
※一充電走行距離は定められた試験条件での値です。お客さまの使用環境(気象、渋滞等)や運転方法、整備状況(タイヤの空気圧等)により、実際の値は異なります。

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

④ 「冠水車」の表示

現行規約において、「冠水車」に関する表示の規定はない

水害等の増加により冠水車の販売が社会問題化しつつあることを踏まえ、「冠水車」はお客様に販売するには適さないものであることを周知するとともに、「冠水車」ではない等の虚偽の表示・説明をして販売した場合はもちろん、「冠水車」であることを表示・説明しなかった場合も不当表示に該当することを明確化しました

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

④ 「冠水車」の表示

＜改正内容（新設）＞

「冠水車」はお客様に販売するには適さない車両であるため、販売することを前提とした必要表示事項にその旨を表示することは定めません

不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示、及び、その旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように誤認されるおそれのある表示」を追加しました

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

④ 「冠水車」の表示

<改正内容（新設）>

※ 「冠水車」の考え方 — 規約の運用 —

二輪車については、冠水したことが明らかな車両で、冠水を原因とした**不具合が発生した、または、その可能性のある車両**を「冠水車」として取扱うこととします

二輪車の表示に関する規約・規則の改正内容

④ 「冠水車」の表示

＜規約違反措置基準の改正内容（新設）＞

「冠水車」に関する不当表示については、走行距離の不当表示と同様、初回から「**嚴重警告**」や「**違約金**」を課すことができるよう規約違反措置基準を改正（**嚴罰規定を新設**）しました

※故意による販売（知りながら仕入れ、だまして販売）の抑止力として嚴罰規定を設けるもので、**過失によるものに直ちに嚴罰を課すという趣旨のものではありません**